

市政情報公開決定通知書

草 人 第 1 8 8 号

平成 2 4 年 3 月 2 6 日

宮部 龍彦 様

草津市長 橋川 渉 印



平成24年3月18日付けで請求のありました市政情報の公開については、草津市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり市政情報の（全部・一部）を公開することに決定しましたので通知します。

1 請求のあった市政情報の名称または内容	資料「住みよい街づくりのために一地域改良事業のあゆみ 昭和63年3月」の全ページ。		
2 市政情報公開請求書の收受年月日および收受番号	平成24年3月22日 收受番号 188 番		
3 市政情報を公開する日時および場所	日時		
	場所		
4 市政情報の公開をしない部分			
5 市政情報の公開をしない理由			
6 5の理由が消滅する期日	年 月 日		
7 担当部課等	草津市役所人権政策部人権政策課 電話番号 077-561-2335 内線 2311		

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に草津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月を経過するまでに、草津市を被告として（草津市長が被告の代表者となります。）大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（ただし、当該処分の日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。）。

なお、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、当該決定の日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。）

注1 指定された市政情報の公開の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ電話等で担当部課等まで連絡してください。

2 来庁して市政情報の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

3 写しの交付を送付により行う場合には、3の公開する日時は、写しを送付する期日を記載しています。

4 6の欄は、請求のあった市政情報の一部について市政情報の公開をしない理由が消滅する期日をあらかじめ明示できる場合に記入してありますので、市政情報の公開を希望される場合は、その日以後に新たに市政情報公開請求書を提出してください。